

建築物排水管清掃業の登録基準

物的要件

・内視鏡。（写真を撮影することができるもので、ケーブルの長さが 15m 程度以上のものに限る。）

・高圧洗浄機°、高圧ホース及び洗浄ノズル

・ワイヤ式管清掃機°

・空圧式管清掃機°

・排水ポンプ

排水管清掃に専用のものであること（その旨の表示をすること）

・上記の機械器具等を適切に保管することのできる専用の保管庫°

※ ° は、主要な機械器具（変更時に届出が必要）

人的要件

監督者等	名称	資格の種類	提出する書類
	排水管清掃作業監督者	排水管清掃作業監督者（再）講習会修了者	排水管清掃作業監督者（再）講習会修了証書の写し
		建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者	建築物環境衛生管理技術者免状の写し

従事者研修

ア 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ 登録を受けようとする者又は法 12 条の 6 第 2 項の指定団体が実施主体となって定期的に行われるものであること。

ウ 研修内容が、
「排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用手法」
「排水管の清掃作業の安全及び衛生」
に関するものであること。

エ 研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

オ 研修時間が年 7 時間以上であること。

その他の要件	一 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。 二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。 三 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。 四 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。 五 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。 七 建築物維持管理権原者又は法第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。
---------------	--

留 意 事 項	ア 機械器具等には、「排水管清掃専用」等、専用の表示をすること。 イ 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。 ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。 ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。 ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。 ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。 ⑤ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。 ウ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めること。 ① イの①から③までに掲げる要件を満たしていること。 ② 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。 ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。 ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
----------------------------	--